

江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断を実施する所有者等に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については江北町補助金等交付規則（平成18年3月17日規則第4号。以下「規則」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表1に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 所有者等 町内に所在する木造住宅の所有者及び所有者に代わり耐震診断に要する経費を負担する親族等で町長が所有者に準ずると認める者。（以下「所有者等」という。）
- (3) 既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物をいう。
- (4) 木造住宅 所有者等が自ら居住するもので一戸建ての木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法の既存不適格建築物をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものを除く。
- (5) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属する者。（以下「登録建築士」という。）

(補助対象経費及び補助率並びに補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表2のとおりとする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 所有者等で町税等（個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がある者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅の所有者および建築時期が分かる書類(登記簿謄本、固定資産税課税明細書の写し、もしくは町が発行する建物名寄帳)
 - (2) 誓約書(様式第2号)
 - (3) 申請者の住民票謄本
 - (4) 町税等の完納証明書
 - (5) 見積書の写し
 - (6) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
 - (7) 申請住宅の外観写真
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請があった場合において、所有者等が第3条第2項及び第3項に該当しない者であるかどうかについて所轄警察本部に照会することができる。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第4条の規定により、補助金の交付に係る条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 耐震診断は登録建築士が行わなければならない。

- (3) 補助対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。
- (4) 補助事業を行うために契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。
- (5) 補助事業の内容を変更及び取り下げする場合には町長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
- (6) 前号の規定により町長に変更又は取り下げの承認を受けようとする者は、変更（取り下げ）承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。
- (8) 当該住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、本事業による耐震診断の結果を開示すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 町長は、第 4 条の申請書の提出があったときは、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により交付決定の通知をするものとする。

2 町長は、前条第 6 号の申請書の提出があったときは、補助金交付変更（取り下げ）通知書（様式第 5 号）により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第7条 耐震診断に係る補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に結果を証する書類（その結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等をその結果とあわせて記載したもの）
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震診断の実施者が第 2 条第 5 号に該当するものであることを証する書類
- (4) その他町長が必要と認めた書類

2 実績報告書は耐震診断が完了した日から 10 日を経過した日又は町長が指定した日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第8条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業を行うものは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第8号)により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、住宅の所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、住宅の所有者等が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、補助金交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

5 町長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により町長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(アンケート調査等への協力)

第12条 本事業の耐震診断を実施した住宅を所有するものは、住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力すること。

(その他)

第13条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施工日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限りこの効力を失う。ただし、執行前にこの要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(別表 1) (第 2 条関係)

耐震診断の方法	
(1)	(財) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による耐震診断
(2)	(社) プレハブ建築協会による「木質系工業住宅の耐震診断法」
(3)	(1)、(2) 外で、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特別に知事が認めるもの

(別表 2) (第 3 条関係)

対象建築物	補助対象経費	補助率等
木造住宅	国要綱「付属編Ⅲ編第 1 章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第 1 項第 3 号に掲げる経費 ○ただし上限額は次のとおりとする ・現況図面がある場合 60,000 円 ・現況図面がない場合 90,000 円	補助対象経費の 6 分の 5 以内

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

補 助 金 交 付 申 請 書

江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金の交付を受けたいので、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

対象住宅概要	住宅所在地	江北町			
	建築年	大・昭 年			
	延べ面積	㎡			
	階数	階			
	構造	主構造	木造（その他一部構造）		
耐震診断内容	現況図面の有無	有 ・ 無			
	診断費用(税込)	円			
	診断者	設 計 事務所	事業所の名称		
			1級・2級・木造 建築士事務所	登録番号	号
			住 所		
			電 話 番 号		
	建 築 士	氏 名			
		1級・2級・木造 建築士	登録番号	号	
事業完了時期	年 月				

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、町が必要な場合には、白石警察署に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している個人ではありません。

平成 年 月 日

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

補助金変更（取り下げ）承認申請書

平成 年 月 日付江建第 号で交付決定通知のあった事業について変更（取り下げ）したので、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第5条第6号の規定により申請します。

記

- | | | | | | |
|---|-------------|-----|---|------|-------|
| 1 | 交付決定額 | 診断費 | 円 | 補助金額 | 円 |
| | 変更交付申請額 | 診断費 | 円 | 補助金額 | 円 |
| | 差引増減額 | 診断費 | 円 | 補助金額 | 円 増・減 |
| 2 | 変更（取り下げ）の理由 | | | | |

様

江北町長 山 田 恭 輔

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付 決定額 金 円
- 2 事 業 内 容 当該交付申請書のとおり
- 3 補助金の交付条件
事業を行うにあたっては、次の事項に留意ください。
 - (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (3) 本事業により耐震診断を実施した住宅の所有者等は、当該住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲渡人又は借借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。
 - (4) 補助事業の内容を変更または中止又は町長が指定した日までに完了しない場合、並びに補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金変更(取り下げ)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
 - (5) 補助対象者はこの補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

江建第 年 月 号
年 月 日

様

江北町長 山 田 恭 輔

補助金交付変更（取り下げ）通知書

平成 年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------------|-----|---|------|-------|
| 1 | 当初交付決定額 | 診断費 | 円 | 補助金額 | 円 |
| | 変更後交付決定額 | 診断費 | 円 | 補助金額 | 円 |
| | 差引増減額 | 診断費 | 円 | 補助金額 | 円 増・減 |
| 2 | 変更（取り下げ）の理由 | | | | |

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付江建第 号で交付決定通知のあった事業について下記のとおり事業を実施したので、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

交 付 決 定 金 額		円	
診 断 費 用 （ 税 込 ）		円	
診 断 者	設 計 事 務 所	事 業 所 の 名 称	
		1級・2級・木造 建築士事務所	登録番号 号
		住 所	
		電 話 番 号	
	建 築 士	氏 名	
		1級・2級・木造 建築士	登録番号 号
事 業 完 了 年 月 日		平成 年 月 日	

江建第 年 月 号
年 月 日

様

江北町長 山 田 恭 輔

補助金交付確定額通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった事業については、下記のとおり額を確定しましたので、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定年月日
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助金の額の確定額

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

補 助 金 支 払 請 求 書

平成 年 月 日付江建第 号で交付決定通知のあった事業について下記金額を交付されるよう、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 請求金額

金額	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

江建第 号
年 月 日

様

江北町長 山 田 恭 輔

補助金交付確定額取消通知書

平成 年 月 日付江建第 号で確定通知のあった事業について、下記のとおり取消したので、江北町木造住宅耐震診断事業費臨時補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

住宅所在地	江北町
理 由	

江建第 号
年 月 日

様

江北町長 山田 恭輔

補助金返還命令書

平成 年 月 日付江建第 号の補助金交付確定額取消通知書に基づき、江北町木造
臨時補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり返還を請求します。

- | | | | |
|---|---------------------|-------------|-------|
| 1 | 返還すべき金額 | 金 | 円 |
| 2 | 返還期限 | 平成 年 月 日 | |
| 3 | 返還方法 | 別紙納付書による払込み | |
| 4 | 補助年度 | 平成 年度 | |
| 5 | 補助金交付確定額
通知日及び番号 | 平成 年 月 日 | 江建第 号 |
| 6 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 7 | 補助金交付確定額
の既交付額 | 金 | 円 |
| 8 | 返還理由 | | |